

# 小林市地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

年次点検結果  
(令和 6 年度分)

# 目次

- 庁内の二酸化炭素排出量について
- 評価
- 総括

# 庁内の二酸化炭素排出量について

令和6年度の庁内の二酸化炭素排出量は、**8,913 t-CO<sub>2</sub>**であった。

令和5年度と比較し、**962 t-CO<sub>2</sub>**増加した。

目標値と比較し、**1,954 t-CO<sub>2</sub>**の削減が足りなかった。

また、電気による二酸化炭素排出量が**76%**であった。

# 評価

## (1) 量的評価

- 前年度との比較・分析の結果、「設備の更新」がエネルギー使用量の減少に貢献していた
- 「設備の故障」「需要の増加」により、エネルギー使用量の増大が生じていた



## 今後の取組

### 各部署・指定管理先が所管する設備の耐用年数の確認

## (2) 質的評価

点検表によると、下記の取組は課題あり

No.1 機器などの清掃

No.8 給湯

No.10 電気機器のプラグ

No.22 公共交通機関の利用

No.24 電動車などの整備



## 今後の取組

- 定期的な機器点検
- ノーカーデーの意識・実施

令和6年度 点検表（一般部署用） カーボンマネジメント推進委員の点検・提出をお願いします。

○：できた X：できなかった N：該当なし ※部署内職員において、割合の多い方を選択ください。

No.	項目	○	X	N	対象となる部署
1	空調機器のフィルターや、照明器具のランプ、事務機器をこまめに清掃する。	17	13	2	全部署、指定管理者共通
2	空調機器は、適切な温度・室温・運転時間にする。	25	4	3	全部署、指定管理者共通
3	カーテンやブラインド等を利用し、エアコンの効率を上げる。	26	2	4	全部署、指定管理者共通
4	使用しない部屋の消灯を徹底する。	31	0	1	全部署、指定管理者共通
5	自然光を取り入れる工夫をし、トイレ、廊下、階段などの照明の使用を減らす。	26	1	5	全部署、指定管理者共通
6	トイレ使用後は、暖房便座のふたを閉める。	29	1	2	全部署、指定管理者共通
7	日常的に節水を心がける。	31	1	0	全部署、指定管理者共通
8	少量のお湯だけ必要とする場合は、電気ポットではなく電子レンジを活用する。	14	13	5	全部署、指定管理者共通
9	機器類は、時季や環境、利用者に合わせて最適かつ省エネとなる温度に設定する。	24	4	4	全部署、指定管理者共通
10	電気製品を使わない時は主電源を切り、長期不在時はプラグを抜く。	19	13	0	全部署、指定管理者共通
11	クールビズ・ウォームビズの服装を心がける。	32	0	0	全部署、指定管理者共通
12	設備や機器の入れ替え時は、LED照明など省エネ型のものとするよう努める。	16	1	15	全部署、指定管理者共通
13	ノー残業デーの取組を強化する。	29	3	0	全部署、指定管理者共通
14	温室効果ガス排出量の少ない電力の調達に努める。	15	4	13	全部署、指定管理者共通
15	ボイラーを適切に運転、維持管理する。	8	1	23	全部署、指定管理者共通
16	階層の移動は、できるだけ階段を利用する。	32	0	0	全部署、指定管理者共通
17	近い距離への移動は、徒歩や自転車の利用を心がける。	29	3	0	全部署、指定管理者共通
18	運転は、ふんわりアクセル（5秒かけて加速）を心がける。	32	0	0	全部署、指定管理者共通
19	走行中は車間距離にゆとりをもち、加速・減速の少ない運転とする。	32	0	0	全部署、指定管理者共通
20	合理的、経済的な運行ルートを選定する。	32	0	0	全部署、指定管理者共通
21	カーエアコンの温度を適切に管理する。	30	2	0	全部署、指定管理者共通
22	遠距離の移動は、公共交通機関の利用に努める。	17	14	1	全部署、指定管理者共通
23	複数人が同じ目的地へ行く時は、自動車の相乗り等を心がける。	32	0	0	全部署、指定管理者共通
24	公用車は順次EV、FCV及びPHEVへの更新及びその充電設備の整備に努める。	5	11	16	点検年度に車両を保有する部署、指定管理者
25	タイヤの空気圧調整や黒煙排出状況等の定期的な検査を実施する。	20	2	10	点検年度に車両を保有する部署、指定管理者
26	公共施設へ必要十分な再生可能エネルギー設備及び蓄電池の導入を検討する。	3	3	26	点検年度に公共施設を設計した部署
27	新築・増築・改築する公共施設は、ZEB基準の適合に努める。	2	2	28	点検年度に公共施設を設計した部署
28	道路、河川・砂防等における緑化を図る。	0	0	32	建設課
29	公共建築物等や、非住宅建築物における木材利用を促進する。	0	0	32	建設課
30	公的賃貸住宅、官公庁施設における緑化を図る。	1	0	31	管財課
31	適正な間伐や再造林などにより森林整備を推進する。	1	0	31	農業振興課

# 総括

## 1 量的評価に基づく今後の取組

各部署・指定管理先が所管する設備の耐用年数を確認 ※点検表の重点項目とする。

## 2 質的評価に基づく今後の取組

定期的な機器点検、ノーカーデーの意識・実施 ※点検表の重点項目とする。

## 3 今後の取組評価の基準

### (量的評価の基準)

使用量の増減（目安は10%増減。ただし実情に応じて判断。）について、事務局へ報告する。

### (質的評価の基準)

前年度の点検結果と比較し、「その年に意識した取り組み」を一つ事務局へ報告する。

## 4 今後の取組の方針

国や県、各市町村の脱炭素に関する動向について、カーボンマネジメント推進委員を通じて随時、情報を共有する。

庁内各部署や他業者と連携し、年に一つ重点的な取組を定め、その推進体制を図る。